平成２２年（フ）第１００号
兵庫県川西市加茂１丁目16番８号、前住所兵庫県川西市下加茂１丁目30番12号202
債務者　北村　正孝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０１４号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目26番３号なにわ文化Ａ棟、前住所京都府八幡市橋本平野山37番地の20
債務者　村木　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目27番13号メゾン武庫之荘８　302号
債務者　邉見　義廣
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１号
兵庫県西宮市甲子園五番町３番９―309号
債務者　藤安　潤子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０３号
兵庫県西宮市甲子園浜田町６番18号浜田荘
債務者　岩田　千晴
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３４号
兵庫県西宮市六軒町２番17―709号
債務者　武澤　龍海
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５０号
兵庫県西宮市上之町25番15号
債務者　阪口　巖子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６０号
兵庫県芦屋市新浜町２番５―508号、前住所大阪市北区豊崎１丁目10番15ー408号
債務者　盛　　隆太
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８号
鳥取県米子市観音寺新町２丁目11番６号Ｂ―202号
債務者　野崎　由美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５３号
鳥取県米子市上後藤６丁目４番５号
債務者　木村　諭留
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５号
愛媛県南宇和郡愛南町緑乙2108番地
債務者　木原　廣重
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６０号
高知県南国市久礼田1223番地３
債務者　岡本　卓巳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７３号
高知県長岡郡大豊町川口1160番地、住民票上の住所高知県長岡郡本山町寺家414番地２
債務者　和田　久徳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
福岡県飯塚市有安962番地158　サンカレッジ鳥羽201、前住所福岡県飯塚市花瀬243番地２
債務者　中村　雅弘
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５９号
宮崎県都城市広原町30号３番地１　Ｔ’Ｓマンション211号室、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5311番地１
債務者　新田　一郎
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３２６号
宮崎県日向市曽根町２丁目144番地
債務者　溝邉　孝信
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６６号
宮崎県延岡市構口町１丁目6044番地３
債務者　山本　智絵（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　宮崎地方裁判所延岡支部